

地域再生計画

1. 地域再生計画の名称

～土佐和紙の町・宝物再発見～「いこいの」総合力向上計画

2. 地域再生計画の作成主体の名称

高知県吾川郡いの町

3. 地域再生計画の区域

高知県吾川郡いの町の全域

4. 地域再生計画の目標

4-1 地域の概要

いの町は高知県の中央部に位置し、県都高知市の西隣であるとともに、北部は愛媛県西条市、新居浜市などと接する、南北に長い町である。平成16年10月、旧吾川郡伊野町・吾川郡吾北村、旧土佐郡本川村が合併して誕生し、『豊かな自然と心に出会えるまち・いの～緑のダムと清流を後世の子どもたちに～』を将来像として町づくりを推進している。

総面積470.71k㎡（高知県全体の約6.6%）のうち、約9割が森林である。人口は約2万7千人。町の南東部は高知市のベッドタウンであり、幹線道路（国道33号等）、高知自動車道伊野IC、JR土讃線、土佐電気鉄道伊野線等によって同市や四万十市方面へと結ばれている。また南北を縦断する国道194号で愛媛県と結ばれ、高知県を東西に貫く国道439号で、大豊IC等と結ばれている。

町は、四国山地を背に、石鎚山系吉野川源流の山岳地帯（1,896m）から標高400m前後の里山、仁淀川が流れる町の中心地（JR伊野駅の標高14m）と変化に富んだ自然環境にある。気候も自然環境の条件を反映し、中心部の伊野地区は温暖多雨である一方、本川地区は夏でも涼しく真冬は氷点下10℃に達することもある。

中心産業は製紙業で、江戸幕府への献上品「土佐七色紙」や、明治維新前後の紙聖・吉井源太翁の功績を礎とした和紙の伝統技術で発展してきた。また、農林業においては、認定農業者や新規農業者の育成に努め、平野部、中山間地など様々な地理的条件に応じた特色ある農業を推進する一方で、「緑のダム」と呼ばれる豊富な森林資源を活用することにより、町の経済の活性化を図ってきた。

しかし、少子・高齢化による人口減少と過疎化、地域間格差による景気回復の遅れなど、経済は停滞した状況が続いている。地域内の事業所数（従業者数）は減少し、製紙業のほか農林業、商工サービス業など全般において、高齢化や後継者不足等の課題が生じている。地域経済の活性化を図るためには、雇用の場の創出が必要不可欠である。

4-2 雇用面における課題と目標

いの町の雇用面における課題として、地の利を生かした地域資源を活用した雇用が不足していることが挙げられる。その他、異業種間の連携によるモノ作りのしくみや担い手が不足しているなど、各産業間での効果的な雇用創出ができていない状況にある。

- ①町民約 27,000 人のうち 8 割以上は、県都高知市のベッドタウンでもある伊野地区中心地(町全体の面積の約 1/10 のエリア)等に居住している。約 2 割の町民は、里山、中山間地、山岳地帯に近い地域などの自然環境で生活している。これらの地域は、公共交通やインフラ整備の状況などが中心地と極端に異なるため、それぞれの環境を考慮しつつ、雇用や就業機会を創出する必要がある。
- ②伊野地区中心地の町民を中心に、高知市で就業する例が多い。そのため求職者が同市での雇用条件を基準に就職活動をすることが推測されるため、当町もそれに劣らない魅力のある就業の場づくりが必要である。
- ③農業では、耕作放棄地や有休農地の増加と、新規就農の課題がある。中山間地では高齢者が自給の目的で野菜を作ったり、山菜加工を行っている例がある。それらの中には高い商品価値を持つものもあるが、道の駅等で販売する仕組みはできていない。
- ④林業分野では、手入れがされない山林が増えている一方で、地球環境保護の観点から、新しい視点での森林管理の研究・実践が行われている。情報を整理しながら、町の森林資源を就労につなげる必要がある。
- ⑤基幹産業である「製紙業」は、企業努力によって工夫が重ねられているが、中小の事業所の多くが厳しい状況に直面している。また、製紙企業や「手漉き和紙」事業者等が、印刷会社など異業種と連携することで新しい市場開拓につながる可能性があるものの、その実現には至っていない。
- ⑥商業では、商工会を中心に、道の駅や観光交流施設との連携、地域の産物の運搬代行、モノ作りの人材育成などを検討しているが、担い手の不足から実現化していない。
- ⑦観光分野では、豊富な観光資源と高知空港や高知市、瀬戸内圏から近いという利点を活用できていない状況にある。観光協会を中心に、川や里山・雪山等での遊び、グリーンツーリズムなどの観光資源を結び、地域に人を呼び、地域にお金を落とす仕組みを構築しつつあるが、ガイドやインストラクターなどの人材が不足している。

本事業の導入により、町にある地域固有の資源(宝物)を見つめ直し、潜在する力を引き出すことで町の総合力を高め、雇用の創出を図って行く。

地域再生の取組を通して、以下の目標を達成する

- ・雇用拡大メニュー利用企業数 68社
- ・人材育成メニュー利用者数 560人
- ・新規雇用数 81人

5. 目標を達成するために行う事業

5-1 全体の概要

地の利を生かした地域資源を有効活用し、各産業間や異業種間の連携によって、効果的な雇用創出ができるよう、モノ作りのしくみや担い手など不足している人材を育成する。

- ①公共交通やインフラ整備の状況など、それぞれの環境を考慮しつつ雇用や就業機会を創出する。
- ②求職者が当町での雇用条件を基準に就職活動ができるような魅力のある就業場をつくる。
- ③中山間地域で生産や加工された高い商品価値を持つ農作物を、道の駅等で販売する仕組みをつくる。
- ④林業分野では、地球環境に配慮した新しい視点での森林管理の研究・実践に関する情報を整理しつつ、町の森林資源を就労につなげる。
- ⑤いの町紙の博物館や、「手漉き」「機械漉き」の和紙をキーワードに、印刷会社など異業種と連携するなど、新しい市場を開拓し雇用に結びつける。
- ⑥商工会を中心に、道の駅や観光交流施設との連携、地域の産物の運搬代行、モノ作りの人材育成などを進め、担い手の育成を図る。
- ⑦観光協会を中心に、川や里山・雪山等での遊び、グリーンツーリズムなどの観光資源を結び、地域に人を呼び、地域にお金を落とす仕組みの構築を進め、ガイドやインストラクターなどの人材を育成する。

5-2 法第5章の特別の措置を適用して行う事業

該当なし

5-3 その他の事業

5-3-1 基本方針に基づく支援措置

(1) 支援措置の番号及び名称

【B0902】地域雇用創造推進事業

(2) 当該支援措置を受けようとする者

いの町地域雇用創造協議会

構成：いの町、いの町商工会、伊野町農業協同組合、高知中央森林組合、伊野製紙工業会、土佐れいほく農業協同組合本川店、コスモス農業協同組合吾北支所、いの町観光協会

- (3) 当該支援措置を受けて実施し又はその実施を促進しようとする取組の内容

I 雇用拡大メニュー

①「紙」資源活用講座

「紙」の資源を見直し、土佐和紙や木材資源など、町にある素材を活用する意識や、地産地消、環境保護に関する知識を共有し、地元素材による新たな商品開発と雇用の創出を図る。

②異業種連携、地域ブランド戦略講座

町内の異業種での連携や商品開発、販売展開、地域ブランド戦略の研修を行い、先進事例の視察、実践者・専門家の招へいなどにより、意識改革や販路開拓のノウハウを得ることで、事業拡充や新たな雇用につなげる。

③もてなしと魅力ある売り場づくり講座

もてなしと魅力ある売り場(品揃え、店構えのデザイン、憩いの場等)づくり等を学び、売り上げや来客の増加を促進することにより雇用の拡大を図る。

II 人材育成メニュー

①天然素材活用と「起業の芽」育成セミナー

土佐和紙の原料である「楮」をはじめ、里山や川など身近な場所にある農林資源を商品に仕上げ、販売するノウハウを習得することで、就業や創業、合わせて町のイメージを発信できる人材を育成する。

②「いこいの」観光・交流サポーター養成塾

町の自然や文化、歴史の知識、アウトドアの楽しみ方等の技術を身につけ、観光客や来町者に伝えられるサポーターを養成し、町観光体制の総合力を向上させる。それによって、地の利を活かして高知市等と連携した体験型観光を推進することにより、雇用を創出する。

③「紙」作り人材育成セミナー

土佐和紙の原料(楮等)栽培・原料加工・簀桁等の道具・紙漉き工程と、「紙」全般の活用や技術等についてのセミナーを開催し、「紙」作りに係わる人材を育成する。

④「食」のもてなし人材育成セミナー

町内で生産される野菜、根菜、果樹、お茶などの農産物や鮎など天然の食材、地域の味として受け継がれている山菜や自家製加工品などに付加価値を付けるための技術を習得する。同時に、農作物などを荒らす有害鳥獣も食材にするなど、いの町独特の食でもてなす体制を構築し、農業、飲食業、観光

の分野で新たな雇用を創出する。

⑤「農のもてなし」「山の技」養成講座

果樹園や遊休農地等の新たな活用法を学ぶことで、観光・交流と連携した新たな雇用の場を作る。また、木材搬出用の作業道の開設講習や、伐採や搬出用機器の取り扱い技術を身につけた人材を養成することで、山の資源を活用した就業や創業を推進する。

⑥「これからの町起こし」等人材育成セミナー

交流イベント、もの作りや地域活動、ネットビジネス等に関心のある町民を対象に、旅行業法やNPO法人、各種財団の助成事業などに関連する知識、企画力や運営ノウハウ、インターネットの活用等を習得する場を設けるとともに、既存の事業と新規性、広域性のある取り組みを研究する。

Ⅲ 就職促進メニュー

①情報発信事業

協議会の「実施しようとする事業」や、町内企業・事業所等の情報等を発信することにより、求人側、求職者側それぞれが互いの情報を共有し、雇用効果を高める。また、県の実施するUJIターン人材情報センターなどと連携して、より効果的な情報発信を行う。

② Uターン・移住希望者等相談及び情報収集事業

Uターンや町外からの移住希望者の相談を受け、必要に応じ住居や就職に関する情報を提供する。また、相談者に適当な情報を提供するために、情報収集のシステムを構築する。

5-3-2 支援措置によらない独自の取組

(1) 中山間地域等直接支払制度事業(農道・水路の維持管理等)

中山間地における地域社会の維持、耕作放棄地の解消と優良農地の保全などに務めることを目的とし、平成17年度に関係機関により立ち上げたいの町担い手育成総合支援協議会(事務局:町産業経済課)を窓口として、新規就農希望者の相談に応じている。相談情報は関係機関と共有し、相談者の希望する農地、作物情報を提供できるようにしている。

(2) 緑の雇用担い手対策事業

森林組合や事業所等が新たに雇用する林業従事者(常用作業員)を確保し、育成する経費について補助金を交付することで雇用の拡大を図る。

(3) プレミアム付き商品券事業(平成21年度)

景気の低迷等の影響を受けて、減少傾向にある地域消費に歯止めをかけるため商工会が発行する 10%のプレミアムが付いた商品券事業に対し助成することで商店街の活性化を図る。

(4) 移住・交流受入システム支援事業

町外住民の移住・交流ニーズに的確に対応できる仕組みづくりのため、地域の人的・物的サービスを活用した交流・体験型観光等を実施し、交流人口を増加させ地域の活性化を図る。

6. 計画期間

認定の日から平成25年3月末日まで

7. 目標の達成状況に係る評価に関する事項

本計画の目標達成状況については、いの町地域雇用創造協議会において事業の利用者数や新規雇用数等について数値目標と比較し評価する。この結果については、開設予定の協議会ホームページ上で各年度ごとに公開し、広く住民に対し情報公開する。

8. 地域再生計画の実施に関し当該地方公共団体が必要と認める事項

該当なし